（別紙1）

松本広域エリア観光 PR 動画作成業務委託
審査委員会設置要領

1 設置

松本広域連合が「松本広域エリア観光 PR 動画作成業務委託」（以下「本業務」という。）を発注するにあたり、優れた事業者を適正に選考するため、松本広域エリア観光 PR 動画作成業務委託審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事務

委員会は、本業務に関する提案について総合的に審査を行い、最も優秀な提案をした提案参加者を優先交渉先として選考すること。

3 組織

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

4 任期

委員の任期は、令和7年2月28日（金）から業務委託契約を締結した日までとする。

5 委員長及び副委員長

⑴ 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
⑵ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長がかけたときは、その職務を代理する。

6 会議

⑴ 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。
⑵ 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
⑶ 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。
⑷ ⑶の規定に基づく代理者が出席した場合は、当該代理者を委員とみなす。

7 評価

各委員が、委員会で審査に供する提案書の評価を行う。

⑴ 評価方法
提案書、ならびにそれに対するプレゼンテーション説明を受けて提案書評価を行う。

⑵ 評価内容
提案書記載事項、プレゼンテーション説明、質疑応答に基づく提案書評価

8 審査

別紙2「松本広域エリア観光PR動画作成業務委託　優先交渉先選考基準」に基づき、各委員の提案評価結果について審査を行うとともに、価格評価を行い、優先交渉先を選考する。

9　関係者の出席

委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見聴取することができる。

10 庶務

委員会の庶務は、松本広域連合事務局福祉・地域課において処理する。

※人事異動等により担当課が変更になる場合があります。

11 委任

この要領に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附　則

⑴ この要領は、令和7年2月28日から施行する。

⑵ この要領は、当該業務委託契約が締結された日をもって効力を失う。